

イラク問題の平和的解決を求める意見書

国連安全保障理事会は、昨年11月にイラクの大量破壊兵器の廃棄と国連査察の完全実施を求める決議1441を全会一致で採択し、国連査察団は、イラクの査察を行いました。この査察の継続・強化が平和的解決にとって有効であることが明らかであります。

国連安全保障理事会においても、引き続き国連査察団の査察継続を求める声がある一方で、イラクに対する武力行使を強硬に主張する米・英両国は、武力行使を容認する新たな決議案を提出するなど、イラク情勢が緊迫の度を増しています。

イラクは、国連安全保障理事会の決議に従い、自ら立証責任の履行義務を負っていましたが、日本時間8日未明に開催された国連安全保障理事会における国連査察団の報告を見ても、大量破壊兵器の廃棄等武装解除に関する未解決の問題もあり、疑問が払拭されたとは言い難い状況です。

しかし、イラクに対する武力攻撃が開始されれば、犠牲者となるのは子どもやお年寄りなど一般市民であり、戦争による悲惨さを身にしみて経験した我々は、武力による攻撃を回避し、平和的に解決することを望むものであり、査察強化を求めるものであります。

よって、世界の恒久平和を希求する千代田区議会は区民とともに、国会及び政府に対し、国際社会と連携を密にして、国連憲章に基づきイラク問題を平和的に解決するよう積極的な外交を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成15年3月11日

千代田区議会議長

衆議院議長
参議院議長 宛
内閣総理大臣
外務大臣